

経営Q&A

回答者

日本行政書士会連合会

国際・企業経営業務部 企業支援部門

石原 静

行政書士による新型コロナウイルスで影響を受ける事業者の皆様への支援

～⑥「ものづくり補助金〈回復型賃上げ・雇用拡大枠〉」申請のポイント～

Question

当社は、製造業を営む中小事業者です。一昨年以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、前事業年度の課税所得はゼロでした。しかし当社は常時従業員を雇用しており、この従業員の生活を守る社会的責任を感じています。そこで生産プロセスを改善して業績を回復したいと願っていますが、それには多額の設備投資が必要です。「ものづくり補助金」という制度があるそうですが、当社もこの補助金を利用できる可能性があるのでしょうか。その概要や、一般的な申請のプロセスを教えてくださいませんか。

Answer

「ものづくり補助金」は現在、第10次締切の公募期間中です。第10次締切の公募では、これまでの制度と異なり、業況が厳しいながらも賃上げ・雇用拡大に取り組む事業者を対象とした「回復型賃上げ・雇用拡大枠」が新たに創設されました（他の新枠については次頁で紹介）。

この新枠での主な申請要件として、①事業者全体の付加価値額を年率平均3%以上増加、②給与支給総額を年率平均1.5%以上増加、③事業場内最低賃金を+30円以上の水準にする等の計画書類を提出し、かつ、これを誓約する必要があります。これらの申請要件を満たす事業者の皆様には、この補助金を申請できる可能性があります。「回復型賃上げ・雇用拡大枠」で不採択の場合は、「通常枠」で再審査されます。ただし手続きを行えば自動的に補助金が受けられるものではなく、要件を充足していることがわかる、しっかりとした事業計画の策定と、その計画に沿った実際の取り組みが必要となり、審査の上で採択が決定されます。

なお申請方法は、電子申請システムのみとなります。申請には、G Biz ID プライムアカウントの取得が必要です。この発行には一定期間を要しますので、早めのID申請をお勧めします。

はじめに

長引く新型コロナウイルス感染拡大は、事業者の皆様にも大きな影響を及ぼしています。こうした中、中小企業庁が推進する生産性革命推進事業の中には「ものづくり補助金」という補助事業が用意され、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、「中小機構」という）が実施しています。「ものづくり補助金」については、2021年12月の「経営Q&A」でもご紹介しましたが、小稿ではその後新設された3つの枠（「回復型賃上げ・雇用拡大枠」・「デジタル枠」・「グリーン枠」）の中から、「回復型賃上げ・雇用拡大枠」を取り上げます。

行政書士はこの「ものづくり補助金」をはじめ、官公署に提出する書類（他の法律で定められているものを除く）を、有償で作成することができる唯一の国家資格者です。お近くの行政書士は、次のWEBサイトから検索して頂くことができます。

➡ 行政書士会員検索：<https://www.gyosei.or.jp/members-search/>

ものづくり補助金の概要 *一般型について

生産性革命推進事業の支援概要、補助上限及び補助率、応募締切は次の通りです。なお、ここでは最も申請の多い「一般型」の事業類型のみを簡略記載していますので、他の類型や、詳細については最後にご紹介するWEBサイトでご確認ください。

1) ものづくり補助金「一般型」各枠の支援概要

① 通常枠	新製品・新サービス開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等
② 回復型賃上げ・雇用拡大枠	業況が厳しい事業者であって、賃上げ・雇用拡大に取り組むための革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法等の改善に必要な設備・システム投資等
③ デジタル枠	DXに資する生産性向上に必要な設備投資等
④ グリーン枠	温室効果ガスの排出削減に資する設備投資等

※②回復型賃上げ・雇用拡大枠及び③デジタル枠は、当該枠で不採択の場合、通常枠で再審査されます。

2) 補助上限及び補助率

	補助上限	補助率
① 通常枠	750万円～1,250万円	中小企業 1/2
② 回復型賃上げ・雇用拡大枠		小規模事業者・再生事業者 2/3
③ デジタル枠	1,000万円～2,000万円	2/3
④ グリーン枠		

3) スケジュール ※この後も複数回の募集が予定されています。

応募締切	令和4年5月11日（水）
------	--------------

【ものづくり補助金〈回復型賃上げ・雇用拡大枠〉】申請準備と要件確認

※ここからはものづくり補助金の中から「回復型賃上げ・雇用拡大枠」についてご紹介します。補助金の申請に向けて、まずは準備を行うとともに、要件を確認します。

準備（１） 電子申請の準備（G ビズID プライムアカウントの準備）

申請は電子申請システムで行います。これには「G ビズID プライムアカウント」が必要となり、アカウントの発行には一定の時間（少なくとも 1 週間程度）が必要です。

準備（２） 基本要件の確認と事業計画の策定準備

補助金の審査は、事業計画を基に行われます。採択されるためには、下記の要件をすべて満たす事業計画を策定し、翌年度から 3～5 年の間にこの目標値を達成する計画とすることが必要です。そのため、入念な準備を始められることをお勧めします。

★基本要件：以下の要件をすべて満たすこと

要件①：付加価値額 (= 営業利益 + 人件費 + 減価償却費)	+3%以上 / 年
要件②：給与支給総額 (= 全従業員への給料、賃金、賞与、役員報酬等)	+1.5%以上 / 年
要件③：事業場内最低賃金	地域別最低賃金 +30 円以上

※**重要**：交付後に給与支給総額又は事業場内最低賃金の増加目標のいずれか一方でも達成できていない場合には、補助金交付額の全額の返還が求められます。

準備（３） 回復型賃上げ・雇用拡大枠の要件確認

回復型賃上げ・雇用拡大枠に応募するには、準備（２）の基本要件に加えて次の 3 つの要件を満たす必要があります。

- ① 前年度の事業年度の課税所得がゼロであること
- ② 常時使用する従業員がいること
- ③ 補助事業を完了した事業年度の翌年度の 3 月末時点において、その時点での給与支給総額、事業場内最低賃金の増加目標を達成すること。

準備（４） 見積書の取得

採択後、交付申請手続きの際には、本事業における発注先の選定にあたって、入手価格の妥当性を証明できるよう見積書を取得する必要があります（単価 50 万円以上の物件等については相見積をとることが必要）。については、円滑に事業を開始できるよう、準備段階から予め見積書を取得しておくことをお勧めします。

【ものづくり補助金〈回復型賃上げ・雇用拡大枠〉】補助対象の経費

「ものづくり補助金〈回復型賃上げ・雇用拡大枠〉」の補助対象は、事業の対象として明確に区分できる、以下の経費です。そこで、補助対象の範囲について確認をしておきます。

※金額等はすべて、税抜きです。

1) 対象経費の区分

対象経費	上限額
機械装置/システム構築費	
技術導入費	補助対象経費総額の3分の1
専門家経費	補助対象経費総額の2分の1
運搬費	
クラウドサービス利用費	
原材料費	
外注費	補助対象経費総額の2分の1
知的財産権等関連経費	補助対象経費総額の3分の1

2) 補助対象経費全般にわたる主な留意事項

- ・単価 50 万円以上の機械装置等の設備投資が必要
- ・機械装置/システム構築費以外の経費は総額で 500 万円までが補助上限額
- ・対象経費は、交付決定を受けた日付以降に発注を行い、補助事業実施期間内に支払いを完了したものに限り
- ・採択後、交付申請手続きの際には、見積書の取得が必要 *前頁「準備(4)」

【ものづくり補助金〈回復型賃上げ・雇用拡大枠〉】添付資料

申請にあたり、添付する資料は次の通りです。

- ① 事業計画書
 - ② 賃金引上げの誓約書
 - ③ 決算書等
 - ④ 従業員数の確認資料
 - ⑤ 労働者名簿
 - ⑥ 課税所得の状況を示す確定申告書類 等
- ※この他、審査における加点を希望する場合に必要な追加書類があります

※詳しくは公募要領をご覧ください。

➡ https://portal.monodukuri-hojo.jp/common/bunsho/ippan/10th/reiwakoubo_20220302.pdf

【ものづくり補助金〈回復型賃上げ・雇用拡大枠〉】事業計画の審査項目

前頁の添付資料でお示した「事業計画書」については、公募要領の中の「審査項目」をよく読んで作成することが必要です。具体的な審査項目は次の1)～5)の審査項目で点数化されます（内容は簡略して記載）。

1) 補助対象事業としての適格性

- 補助対象事業の要件を満たすか
- 補助事業終了後3～5年計画で「付加価値額」年率平均3.0%以上の増加等を達成する取組みであるか

2) 技術面

①	新製品・新サービスの革新的な開発となっているか（人材、事務処理能力、財務状況等）
②	試作品・サービスモデル等の開発における課題が明確になっているとともに、補助事業の目標達成度の考え方を明確に設定しているか
③	課題の解決方法が明確かつ妥当であり、優位性が見込まれるか
④	補助事業実施のための技術的能力が備わっているか

3) 事業化面

①	社内外の体制や最近の財務状況等から、補助事業を適切に遂行できると期待できるか
②	事業化に向けて市場ニーズを考慮するとともに、補助事業の成果の事業化が寄与するユーザー、マーケット及びおよび市場規模が明確か
③	補助事業の成果が价格的・性能的に優位性や収益性を有し、かつ、事業化に至るまでの遂行方法及びスケジュールが妥当か
④	補助事業として費用対効果が高いか

4) 政策面

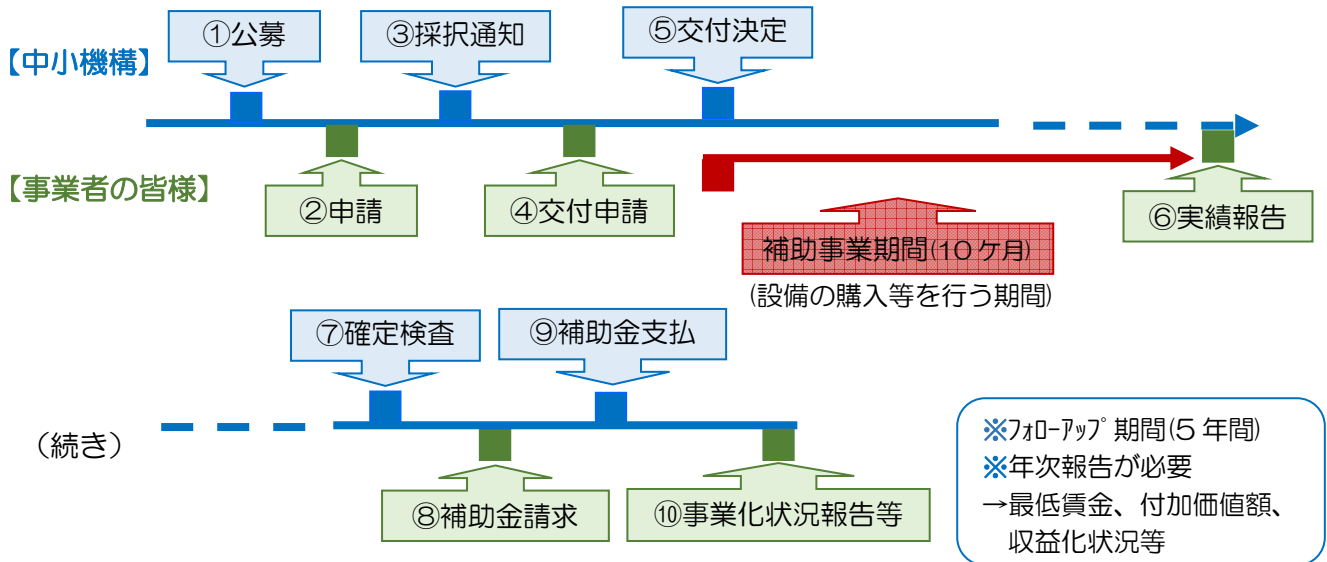
①	地域の特性を活かして高付加価値を創出し、地域の事業者等や雇用に対する経済的波及効果により地域の経済成長を牽引する事業となることが期待できるか
②	ニッチ分野において差別化を行い、グローバル市場でもトップの地位を築く潜在性を有しているか
③	単独では解決が難しい課題について複数の事業者の連携による、高い生産性向上が期待できるか
④	先端的なデジタル技術の活用等を通じた、我が国のイノベーションを牽引し得るか
⑤	ウィズコロナ・ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環を実現させるために、有効な投資内容となっているか

5) 加点項目

- ①成長性加点、②政策加点、③災害等加点、④賃上げ加点等

【ものづくり補助金〈回復型賃上げ・雇用拡大枠〉】事業のスキーム

補助事業のスキームについて図示いたします。補助事業の着手（購入契約の締結等）は、原則として交付決定後となります。



(参考) ものづくり補助金に関するWEBサイトについて

小稿では紙面に限りがあるため、全体を概括するにとどめています。そこで実際に申請を検討される皆様におかれましては、ここで触れることのできなかった用語の確認などをはじめ、詳細について次のWEBサイトで是非ともご確認をお願いいたします（小稿も、これらのWEBサイトを参照して作成しました）。ウィズコロナ・ポストコロナの時代を、各事業者の皆様が力強く切り拓き、発展されますことを、心よりお祈り申し上げます。

■中小機構 ものづくり補助金総合サイト

<https://portal.monodukuri-hojo.jp/>

■デジタル庁 gBizID (GビズIDプライムアカウントの取得)

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

《執筆者紹介》

石原 静 (いしはら しずか)

平成7年12月 行政書士登録

令和元年7月～ 日本行政書士会連合会 国際・企業経營業務部 企業支援部門部員

令和3年5月～ 東京都行政書士会 副会長

ホームページ： <https://www.gyosei.or.jp/>

行政書士会員検索： <https://www.gyosei.or.jp/members-search/>